

Title	耶馬臺國の位置に就いて(下)
Sub Title	
Author	橋本, 増吉(Hashimoto, Masukichi)
Publisher	三田史学会
Publication year	1923
Jtitle	史学 Vol.2, No.4 (1923. 11) ,p.37(501)- 68(532)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19231100-0037

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

耶馬臺國の位置に就いて（下）

而して予はこの見解に對する予の疑惑を開陳せんとするに當り、まづ一般に考古學者の注意を請はなければならぬことは、その議論が餘りに遺物そのものに囚はれ過ぎるといふ點である。歴史家が餘りに識見のみを振り廻すのも考へものであらうが、考古學者が餘りに遺物に固着してその自己の解釋にのみ依頼するのも、事實の真相を明かならしむる所以でなからうと考へる。即ち當面の問題たる古鏡鑑にしても、畿内地方から王莽時代及びその以後三國頃までに屬すべき古鏡鑑が如何に多く發見せらるゝとしても、それはたゞ畿内地方が古く支那と交通せしことを示すだけのもので、何等九州方面に於ける耶馬臺國の存在を否定するものではないといふ歴史家の議論に對しても、必ずしも無條件に贊意を表する譯には行かないが、さればとてその詳細なる記錄を有する耶馬臺國の位置を比定せんとするに當りて、主としてたゞ現存遺物の考究にのみ依頼し、殆ど全く他の事情他の材料を無視せんとするが如き考古學者の態度にも、亦同意することが出來ないのである。

蓋し畿内地方に於て發見せらるゝ古鏡鑑は、啻に輸入支那鏡が比較的豊富なるのみならず、その模造鏡の出土は更に一層豊富なるものがあり、同時に前方後圓墳、及びそれと關連せる組合式長持形石

棺、石製品、及び埴輪の分布も亦畿内を中心として東西に及べるを見るといふのであるから、もし果して前方後圓墳の起源が三國以前に溯るものであり、之れと關連せる石棺、石製品、埴輪、之より出土する古鏡鑑も皆亦王莽時代以後三國頃に屬すべきものであるとすれば、少くとも王莽時代以後三國頃に於ては畿内大和を中心とする勢力が東西に普及し、九州地方も亦その奄有する所となつてゐたもので、隨て魏志所載の耶馬臺國は即ち畿内大和であり、その南とある記事は東の誤りであるといふ解釋も、必ずしも一顧の價値なしとして無視する譯には行かないものであり、一方に於て畿内地方が既に王莽時代以來久しく支那と交通し、從てその文化の發達甚だ古く、三國時代には既にその威力の九州に及べることを認めながら、他方に於ては同時に九州北部地方に於て、魏志所載の於き一獨立國としての耶馬臺國の存在を認むる譯に行かないのは明白なことがあらう。而も考古學者が論ずるやうに、たとひ古墳、石棺、石製品、埴輪、古鏡等文化的の遺物が皆畿内を中心として東西に及べる事實を表示するとしても、その事實は必ずしも畿内大和の政治的勢力が既に九州地方に及べりといふ事實を表示するものでなく、それは恰も支那鏡やその模造品を有するからといつて、當時日本が事實上支那の屬邦であつたことを證するものでないのと同様であるといふ議論も考へられるし、また九州地方は既に三國の頃事實上畿内大和に服屬してゐたのであつたとしても、畿内大和と魏との關係が直接てなかつた爲めに、魏の方ではその事實を知らず、誤つて之れを一獨立國として遇したとも考へられ得るのであるから、單に諸種の文化的遺物が畿内地方より比較的多數に發見せらるゝといふだけの事實では魏志所載の耶馬臺國が果して畿内大和を意味するものであるか、或は九州北部の一地方を意味するも

のであるか、何れとも決定することは出來得ない譯である。

だから考古學者の文化的遺物研究の結果に何等非難すべきものがないとしても、魏志所載の耶馬臺國が畿内大和であるといふ事實を確定せんが爲めには、既に三國時代の頃までに畿内大和の政治的威力が九州地方に及んでゐたことを示すべき確證を擧ぐると同時に、當時畿内大和と曹魏との間には直接の交通が行はれて居り、九州北部の一地方が獨立國として誤らるべき事情の存せなかつたことを明かならしむべきであり、之れに對して魏志所載の耶馬臺國は畿内方面とは無關係に九州方面に存在せし國であるといふ事實を證せんが爲めには、少くとも三國時代の頃までは畿内大和の政治的勢力はなほ未だ九州地方に及ばなかつたことを明かならしむべき必要があるのである。蓋し畿内大和の政治的勢力が既に九州地方に及べるの事實が確實なる以上は、或はその政治的勢力も亦既に九州の地に及びゐたりしならずやとの疑惑を發生せしむべき理由を有するのであり、その事實は九州方面に於ける耶馬臺國の存在を必ずしも否定するものではあるまいが、而もその存在の肯定に對して多大の疑問を惹起せしむべき力あることを無視する譯には行かないからである。

されども、考古學者の文化的遺物研究の結果に非難すべきものがあり、隨て當時畿内大和の政治的勢力が既に九州地方に及べりとの事實にして否定すべきものがあるとすれば、その政治的勢力のなほ未だ九州地方に及ばなかつたことは勿論のことであり、隨て魏志所載の耶馬臺國は畿内方面とは無關係に九州地方に存在せし國であるといふ事實も、亦その有力なる一論據を得べき譯である。而して考古學者の文化的遺物研究の結果が正當なるや否やを明かならしめるが爲めには、まづその研究の態度

方法を吟味して、その可否を確かむべき要あることは當に必然の順序であらうと考へる。

然るに曩に高橋氏が提示せられた、我が國遺存の文化的遺物に對する研究は、なほ未だ何れも不備であり、畿内の文明が九州北部の文明よりも古き事實を教ふるものではなく、或はその畿内文明の發源年代を指示するものでもないことは前に論じた通りである。たゞ問題として前號に殘して置いたのは即ちその古鏡鑑に對する研究であるが、もしこの點に於ても亦不備なるものがあるとすれば、考古學者の所謂畿内大和説は全然その論據を失ふこととなるのである。而も予は同氏の古鏡に關する所説に對しても、亦多大の疑問を感じざるを得ないのである。

全體或る遺物に基いて或る事實を確かしめやうとする場合には、まづその遺物が果してその事實に對して必然性を有するものであるか、或は偶然性強きものであるかを注意しなければならない。例へば銅鐸の如き、その發見は全く偶然的のものであるから、今日までの發見に基き「畿内を中心として東は遠江、西は安藝の邊に亘りて分布せられ、關東、奥羽、及び九州には何等の關係を有せざるものゝ如し」との推斷を下す位まではまだ無難なりとするも（それすら今日では朝鮮半島での銅鐸の發見によりて必ずしも無難とはいへなくなつたが）もし出雲からは未だ一個も發見されないとすれば、それは甚だ危險な結論で、寧ろ沒常識の識りを免れまい。既に伯耆、石見などに發見されてゐる以上は、假令今日までなほ未だ出雲からは出土しないでも、それは偶然の事情によるもので、その地理上の形勢から見ても、その傳說や神社の分布などから察しても、山陰に於ける中心勢力の地であつたらうと思はるゝ出雲地

方が、之れと全然無關係であらうとは思へない。

同様に古鏡鑑の分布も亦多分の偶然性を有してゐる。だから高橋氏が古鏡鑑の分布を論じ、例へば方格丁字鏡は「九州に於ては全體に於て少量なるのみならず、仔細に見ると日向からは五回も出てゐるのに、耶馬臺九州論者の多くが標的とする筑後からは未だ一面も出てゐないのである」とか、神獸鏡は「試みに九州に於ける分布を見ると(中略)僅に筑前泊で二面、同龜原で一面、豊後三芳で一面、肥前谷口で三面、肥後江田で三面、日向飫肥で一面しか出てゐない。ことに筑後からは一面も出たたことを見かねない」などと云はるゝのは、やはり無意味の言説で、假令是等の鏡鑑が會々筑後から一面も出てゐないからといつて、筑前、肥前、肥後、豊後などその周圍の諸地方に發見せられてゐるからには、是等の諸地方と接續せる筑後のみが之れと全く無關係であつたとは到底思へない。全體筑前などの筑後だのといふ區劃は、後世我が大和朝廷の統一後に附せられた名稱で、諸冊二尊國生みの物語にも、古事記には「次に筑紫島を生みたまふ。此の島も亦身一つにして面四つあり。面ごとに名あり。かれ筑紫の國を白日別といひ、豊の國を豊日別といひ、肥の國を建日向日豐久士比泥別といひ、熊曾の國を建日別といふ」とありて、大和朝廷の統一後でも古くは筑紫、豊、肥、熊曾の四國に別たれてゐたことを暗示するものゝやうであり、かの書記の景行紀に豊前國とか筑紫後國と見えてゐるのは、更に後世恐らく行政上の必要により、所謂豊國だの、肥國だの、筑紫國を、大和より見て前後の二國に區分せしことを表示するものであらうと思はれる。また地理上から觀ても、筑前筑後兩國の面積は略畿内の太和一國に相當するもので、陸軍省の實測圖によると、筑前筑後の兩國と豊前の西半とを包括せ

る福岡縣が三一九方里餘なるに對し、大和國を管區とする奈良縣は二五八方里餘となつて居り、筑前博多より筑後山門郡矢部川まで三十四哩なるに對し、京都と大阪との間が二十六哩八、京都と奈良との間が二十六哩、大阪奈良間、京都大阪間の距離と、博多矢部川間の距離との差は約八哩、即ち僅に三里に過ぎないのであり、而もその三十四哩即ち約十三里餘の間、地勢上何等前後を區劃すべき天險の存する譯でもないのであるから、その古代遺物の分布に就いて論ずる場合には、特に今日の所謂筑前とか筑後などを各特種の意義を有する一區域として取扱ふべきではあるまいと考へる。さればもし魏志の所謂耶馬臺國が、今日の所謂筑後國山門郡の地方をその中心地としてゐたものとすれば、その勢力範圍は、該記錄により少くとも南は肥後の北半より筑前豊前及び肥前の一帶を包括して、北は壹岐對馬に及んでゐたことが察せられるのであるから、その地域より、或はその近傍より發見せらるゝもので、支那の三國時代頃に相當する遺物は、即ち概して耶馬臺國に關係を有するものとして認むべきである。隨て高橋氏が或は「漢魏時代の文化を徵すべき考古學的資料は、九州中部と畿内と果して何れが顯著であるかを觀察すれば、當に問題は解決すべきである」と論じ、また雙獸鏡に就いて「この種類に屬する鏡で王莽時代と見るべきものは、河内及び近江發掘の二面のみで、それより時代の下る同型式類似のものは、山城大和河内播磨筑前から發見されてゐる。この分布から考へても、この種の中心點が畿内にあること、その輸入要路に當る地點の九州北部たることが首肯されるであらう」と論じ、暗に筑前を以て九州北部に當て、筑後を以て九州中部に擬し、兩者を特種の地域として區別せ

らるゝ態度なども亦穢當でなからうと考へる。

かつ高橋氏は前にも略記したやうに「前漢時代と見るべき方格丁字鏡は筑前井原より三面發掘せられ、支那文化が夙に九州北部に入つたことを示すものである」となし、而も「王莽時代と見るべき方格丁字鏡は大和佐味田、伊勢齋宮附近に出て居り、更に是等の王莽時代前後から模造されたものは特に偉大なものが畿内地方から發見せられ、中にも大和からは十面以上も出て居り」また「同じく王莽時代と認むべき神獸鏡は山城、大和、河内、近江、但馬などから出て居り、全然近畿に限られてゐる」また「同じく王莽時代と見るべき雙獸鏡は、河内國分及び近江和邇で發掘された二面のみであり」最後に「同じく王莽時代と認むべき神人龍虎鏡、及びこれから導かれた後漢時代のものは、上野三本木及び遠江東貝塚から發見された二面のみである」となし、だから「前漢文化は筑前地方の如く直接畿内地方に入らなくても、王莽時代頃の文化が輸入されて間もなく急速なる發展を遂げたことを認むべきのである」と論じ、然るに「九州方面では王莽時代と見るべき古鏡は一面も發見されてゐないばかりでなく、方格丁字鏡の王莽時代前後のものから模造されたものは、關東と同じくその出土の量も少く、形も概ね小さく、而も日向から最も多くを出して居り、神獸鏡は王莽時代のものは一面も發見されず、その後三國頃までに屬すべきもの及び當時の模造鏡でさへ極めて貧弱で、關東に比べても差を見ないのであり、雙獸鏡は王莽時代よりも時代の下る同型式類似のものが、畿内地方と同じく筑前から發見されて居り、神人龍虎鏡に至つては、少量ながら畿内以東に分布が認められるに拘らず、西方には未だその例を見ないと斷じて居られるのであるが、たとひ氏の古鏡比定の年代が悉く正當な

ものであると假定しても、予はなほその所説に對し大なる疑念を禁することが出來ないのである。

蓋し畿内地方に於て、前漢時代と見るべき古鏡は發見されないが、王莽時代以後の支那鏡及びその模造鏡は連續して發見せらるゝといふのはまづ宜しとするも、九州地方に於て、前漢時代と見るべき古鏡は發見せらるゝも、王莽時代と認むべき支那鏡は全然出土せず、その後三國頃までに屬すべきもの及び當時の模造鏡でさへ極めて貧弱であるといふ事實は、果して何を意味するであらうか。既に前漢時代の古鏡を有する九州地方が、かつ高橋氏に從へばその輸入要路に當つた九州地方が（尤も氏は雙獸鏡の場合に、その輸入要路に當る地點の九州北部たることが首肯されるであらうと云つて居られるのであるけれども、だからといつてまさかその他の種類の鏡は九州方面では發見されないから、その輸入要路は九州ではないといふ考へではあるまいと信するのである）畿内及びその以東に於てあれほど諸種の王莽鏡を有するに拘はらず、實に一面も之れを有せないといふ事實は、果して合理的の事實として認むることが出來やうか。而もそれ以後三國頃までに屬すべきものが貧弱ながら兎に角も發見せらるゝとすれば、前漢時代及び後漢以後の鏡鑑を有しながら、たゞその中間期である王莽時代の鏡鑑のみを有しないといふ事實は、餘りに不合理なる事實ではあるまいか。而してこの不合理は如何に之れを解すべきであらうか。予は即ち古鏡鑑の發見といふ事實が常に必然のことではなく寧ろ全く偶然のことであるから、偶々九州地方に於ては所謂王莽時代の古鏡鑑がなほ未だ發見されないのであるか、若しくは古鏡鑑比定の年代に誤謬存するか、是等二つの原因或はその何れかの原因によりて生ぜし不合理であらうと考へる。

實に畿内地方は後世長く帝都所在の地として我が國文化の中心地であつた爲めに、この地に於て發見せられたものは比較的世の注意に上り易く、遺品の散逸もまた比較的少ない事情があつたのであるが、九州地方にあつてはその事情が全く之れと相反して居り、例へば筑後山門郡の地方に於ても古墳の發掘されたものは多數に存するも、その出土遺品の殘存するものは極めて稀なる有様で、この點に於ては之れを關東地方に比するも亦頗る不利なる位置にあるのである。だから高橋氏の古鏡鑑比定の年代が凡て正しいものと假定しても、その所謂王莽時代と稱せらるゝ鏡鑑の種類のものは、九州地方に於ては或は多く既に散逸したものかも測られない。況んや高橋氏の鏡鑑比定の年代が必ずしも正しいものと斷定されることは、同じく考古學者の間に於ても人によりてその意見の異なる事實によりても之れを察することが出来るのである。例へば方格丁字鏡に就いて見るも、高橋氏は筑前井原から發掘された「漢有善同出丹陽」の銘あるものを前漢時代のものと認められるのであるけれども、富岡氏によれば王莽時代若しくは其の前後のもので、後漢を下らざるものと推定せらるゝのであり（古鏡の研究一六七頁及二〇六頁）また高橋氏は「近畿地方になると未だ確かなる前漢鏡の發見されたことは聞かない」といつて居られるのであるけれども、富岡氏によると筑前の須玖三雲兩遺跡より出土せる「漢鏡中最も古き形式の一にして、前漢の時代少くとも王莽鏡に先ちて存在したるもの」と考定せられた精白鏡の中で、所謂內行花紋精白鏡と稱せらるゝ形式のものは「此の種遺跡以外に讃岐國香川郡弦打村大字鶴市字御殿山古墳、及び大和生駒郡西ノ宮附近より出土せるものあり」と述べて居られるのである。（古鏡の研究一九〇頁二〇三頁及二四二頁）また高橋氏は「大和佐味田などから王莽時代に

近い頃のものと見るべきものが出てゐるし、伊勢國齋宮村附近で出たといふ王莽時代と認められるものもある」と論じて居られるのであるが、梅原氏は佐味田古墳發掘の古鏡をば皆魏晉時代に比定して居られるのであり(佐味田及新山古墳研究六七一六八頁)傳伊勢國齋宮村附近出土の尙方四神鏡に就いては富岡氏もその「大さ圖様手法は王莽鏡と殆んど同一なり」といつては居られるが(古鏡の研究四五頁)而も確實なる王莽鏡として擧げられた十面中に加へ居られざるによりて見れば(古鏡の研究一四八—一六八頁)直ちに之れを以て王莽鏡として認むることを危険視せられたかに察せらるゝのである。

また高橋氏は前にも一寸述べたやうに、神獸鏡の中で「新作大竟」「新作明竟」とか「王氏作竟」など銘文中に新とか王とかの文字あるものは皆悉く之れを王莽鏡となし、更に進んでは新とか王氏などの文字がなくとも「吾作明竟……銅出徐州云々」の銘文あるものは皆之れを王莽鏡として認めらるゝのであるけれども(考古學雜誌第九卷第十二號王莽時代の鏡に就いて)その非なることは富岡梅原兩氏の力説せられた所であり、予も亦富岡氏の「徐州は漢代には彭城國で、その初めて徐州を置いたのは魏の時代であり、また師出洛陽の師は司馬晉時代には司馬師の諱を避けたのであり、かつ洛陽の文字も古くは雒陽に作り兩者併用せられたのであつたが、前漢末以來は雒陽のみを用ひたること當代の金石文其他の文献により明かで、再び洛陽と書するに至れるは三國の魏代なれば、銅出徐州師出洛陽の銘あるものは早くも魏代を遡り得ざるべし」となす所論に對して、「禹貢九州の徐州は暫く措き、前漢十三部の中に徐州あり、東海郡の郯(今の山東省郯城縣)にその治があつた。後漢も亦十三部刺史の制度を用ひたことが前漢と同様である。而して前漢の徐州管内の琅邪、東海、臨淮の三郡中に鐵官のあ

つたことは前漢書に註記してあり、後漢の徐州管内の東海、廣陵の兩郡、及び琅邪、彭城、下邳の三國中にも鐵あることと後漢書に註してある。後世の徐州府は即ち今の江蘇省徐海道銅山縣治の所在地で、今も銅の產地である。惟ふに兩漢時代の徐州管内には鐵以外に銅錫等も產したであらう。よしんばそんな推測は問題外としても兩漢時代に徐州のあつたことは事實で、唯その範圍が丹陽や廣漢のやうに一地方に限られず廣かつただけのことである」といふ高橋氏の駁論は、その力餘りに微弱なるものと感するのである。況んやこの種の鏡鑑は三國六朝を通じて行はれたとすれば、その異論の益々薄弱なるを認めざるを得ないのである。なほ喜田博士（民族と歴史第二卷第四號）及び梅原氏（考古學雑誌第十卷第三號）は富岡氏の所説を祖述し、中山博士（考古學雑誌第十卷第四號第六號及び歴史と地理第四卷第五號第六號）は高橋氏に賛し、後藤氏また高橋氏に傾いて居られるのであるが（考古學雑誌第十卷第六號）而も「手法様式によるも銘文によるも徐州式の絶對的年代を定め得ず」となし「是を上して王莽代とするも可なるべく是を下し三國代とするも可なるべし。（中略）従つて今日は是が解決の尙早なるを思ひて余は廣く漢魏代のものとして是を取扱ひ、解決を將來に期せんと欲す」と論じ、その斷案を避けて居らるゝのである。

それから雙獸鏡即ち青蓋盤龍鑑に就いても、高橋氏は「この種類に屬する鏡で王莽時代と認むべきものは河内國分及び近江和邇村發掘の二面のみで、これらより時代の下る同型式類似のものは山城、大和、河内、播磨、筑前から發見されてゐる」といはるゝのであるが、富岡氏は河内國分及び近江和通村出土の青蓋盤龍鑑を以て前には晋代以後の製作と認められ（古鏡の研究一八頁）後には三國前後と

推定して居られるのである。(同上三一一頁梅原氏追記) また神人龍虎鏡も高橋氏は後藤守一氏の説に賛同して同じく王莽時代に屬するものと認められるのであるが、富岡氏はこの種の鏡を三國時代若しくはそれ以後と推定せらるゝのである。(古鏡の研究二〇一二頁二一九一二〇頁及三七三頁)

だからもし富岡氏の説を正しいものとすれば、前漢時代の鏡鑑は啻に九州地方のみならずまた畿内地方に於ても發掘せられたこととなり、同時に王莽時代の鏡鑑は九州地方よりは出土せるものもあるも幾内地方よりは未だ確かなる王莽鏡の發見されたるものなしといふ結論となる譯で、高橋氏の所説とは著しい相違を來すのである。けれども古鏡鑑研究の大家たる富岡氏の所説であるからといつて必ずしも悉く正當であるとは限らない。既に中山博士の如きも多少の異論を試みられたのが(考古學雑誌第八卷第九卷及第十卷)後學子の如きも亦たゞ徒然に之れを盲信する譯には行かないのである。もとより中山博士が餘りに一種の型式論に拘束せられ、主として之れのみによりて時代の前後發達の經路を推定せんとせらるゝには、必ずしも服する譯に行かない點も存するのであるが、而もその間にまた傾聽すべき卓見も認められるのであり、例へばかの「前漢式鏡並に四神鏡さへ我邦から出土して居る以上、彼我交通の明な後漢代の鏡鑑が我邦に少かるべき道理がない」といふ博士の所説の如き(考古學雑誌第九卷第九號) 予も亦一理ある見解と考へる。

要するに鏡鑑の年代考定もなほ未だ研究の道程にありと認むべく、年號銘若しくは疑問なき特種の記銘を有する鏡鑑の外は、眞に確説として信頼すべき定説を見ないのである。而も曾て富岡氏が是等の年號銘及びその他の記銘によりて、確實なる王莽鏡として提供せられた十面の鏡鑑中、九面までは

支那出土のもので、たゞ一つ本邦出土として挙げられたものは故松浦武四郎氏の所蔵で、今は焼失して傳はらず、出土の地名もまた不明で、僅に模拓本によりてその原形を窺ふに過ぎないのであり、果して本邦出土であるかどうかすらも疑はれ得べきものである。（古鏡の研究一四八—一六八頁）その他の本邦出土の古鏡鑑で或は漢鏡と稱し、或は王莽鏡と稱するものは主として是等の確實なりと認めらるゝ王莽鏡を標準として論ぜらるゝのであり、茲に諸學者の間に異論を惹き起すこととなるのである。

而も或る鏡面の型式記銘が他の鏡面の型式記銘に類似して居るといふことは、その兩者が必ずしも同時代に製作せられたことを意味するものでない。既に中山博士も云はれたやうに、前漢鏡といひ新莽鏡といふのは、たゞその型式が前漢式であり或は新莽式であることを意味するだけのもので「鑄造の年代からいへば古式の中に却て後の作品があるやも知れぬ」のである。況んや是等の型式を模倣して我が國に於て鑄造せられた所謂本邦出土の模造鏡に至つては、その鑄造年代を確知すること更に一層困難なるべき譯であり、後世の所謂日本の國民性などから考へて、その模造の時期を無難作に推定することは甚だ危険に感ぜられるのである。

而も我が國古墳出土の古鏡鑑は、支那將來の鏡鑑よりも本邦模作の鏡鑑が大多數を占めて居り、支那古鏡と共にまた多くの倣製鏡を伴出するのであるが、かの梅原氏が集成報告された大和國河合村大字佐味田字貝吹寶塚古墳出土の鏡鑑の如き、出土鏡三十六面中現存せるは略形を有するもの二十六面破片凡を五面分であり、その中梅原氏等の説によると支那鏡と認むべきものが十五面、本邦倣製のものが十一面で、支那將來遺品多きことは寧ろ珍稀の一例として注目せらるゝ所であり、同一報告中に

擧げられた大和國馬見村大字大塚字新山古墳の如き、その出土鏡三十四面の中、同じく梅原氏によれば本邦倣製のもの二十五面で、支那將來の遺品は九面に過ぎないし、山城國久津川車塚古墳出土鏡鑑などは、七面の中支那將來遺品は僅に一面だけである。けれども是等の計算は梅原氏がかの佐味田及新山古墳研究、若しくは久津川古墳研究著作當時の見解で、必ずしも確説として認むべきものでなく、人々によりて多少異つた見解を有するものゝやうに思はれる。例へば梅原氏がその寶塚研究報告中第十四に擧げられた三神三獸々帶鏡の如き、梅原氏は本邦倣製鏡とせらるゝも、富岡氏は日本出土の支那古鏡として掲げられ（古鏡の研究二九九頁）高橋氏も亦此の種の古鏡を支那鏡として認めらるゝものゝやうであり（鏡と劔と玉三七一三八頁）また同報告第十三なる波紋素乳三神三獸鏡の如き、梅原氏は支那鏡とせらるゝも、高橋氏によればこの種のものは本邦模造鏡に屬せしむべきである（奈良縣史蹟勝地調査報告第六冊所載「南葛城郡名柄發掘の銅鐸及銅鏡」といふことは梅原氏自ら記さるゝ所である。（佐味田及新山古墳研究四五頁）また新山古墳出土鏡の場合でも、その第三に擧げられた尙方二神龍虎鏡の如き、梅原氏は本邦模造鏡として認められたるも、また「銘文や銅質などよりして支那將來品かとも疑はれる」ものであり、第九の三神三獸々帶鏡も亦梅原氏自ら「その文様の鮮明なる點よりして恐らく支那製鏡なるべきかと思ふも」同時に「本邦製品なるを思はしむる點あり」となし「斷定を避け疑を存して他日の研究に待つ」とせらるゝのであり、また第十八第十九第二十の直弧紋鏡の如き、高橋氏は本邦人の手に成れりとせらるゝも、梅原氏はなほ疑問の餘地ありとせらるゝのである。だからその出土鏡鑑の中で何れが支那鏡であり、何れが本邦倣製鏡であるかといふことすらも、なほ

未だ確說として認むることの出來ないものが存する譯である。況んやその製作年代に至つては、たとひ所謂支那鏡の比定年代が確實なるものと假定するも、本邦倣製鏡の場合之れを確定することは到底不可能の事情にあるといはなければならないのであり、而も支那鏡の比定年代すらも異説多くして、必ずしも或一説に依頼する能はざることは前に述べた通りである。

かつ或る型式の鏡鑑が或る短日月の間のみ行はれたと見るよりも、比較的長き期間に亘りて行はれたものと認むることがより合理的に思はるゝので、考古學者が諸種の型式の鏡鑑の年代を比定する場合には多くは漢魏式とか魏晉式とか數百年を包括した時期を以て之れを表示するのであるが、然し當面の問題たる耶馬臺國が九州であるか、或は畿内であるかを確定する爲の材料として之れを使用する場合には、それが漢代の作であるか、魏代の作であるか、或は晋代の作であるかによりてその結論に著しい影響を來すべき譯である。要するに我が國古墳出土の古鏡鑑が、適確に果して何れの時代の製作であるかを確定することが甚だ困難なるは明白な所であり、隨て之れを以て或る古墳年代確定の材料として使用することは、なほ大なる危険を伴ふものなることも亦明白な所である。

況んや鏡鑑が一種の器物として長年月を通じ移動性を有するものなることも、斷じて無視すべからざる可能の事實で、もし確實なる前漢鏡が九州の地に於て發見されたとすれば、それと同一或は類似のものが畿内地方よりも發見され得べき可能性存する譯であり、もし確實なる王莽鏡が畿内地方より發見されたとすれば、同じく類似の王莽鏡が九州方面よりも發見せらるべきはまた可能の事情ではあるまいか。而もその遺物は必ずしも直に九州或は畿内の地方が前漢時代或は王莽時代に於て直接支那

本土と交通往來せしことを證するものとは斷ぜられないのであり、或は朝鮮半島を經て間接に傳來したものかも測られないし、或は比較的後世の傳來かも測られないのである。たゞ山海經や漢書地理志などに倭人入貢の記事存するにより、茲にかの遺物と相俟ちて前漢時代に於ける直接交通の可能性を殆ど決定的に強からしむこととなるのである。或はかの銅鉢銅劍と所謂銅鐸との發見地域が各特種の傾向を有する事實に基きて、九州北部と畿内方面との遺物が必ずしも連絡を有するものにあらざることを思ふものがあるかも知れないが、この事實は實に我が古代史上の謎で、たゞ特種の事情の下に極めて稀に起り得べきことに過ぎないのであり、かつ最近朝鮮慶州に於ける銅鐸の發見は從來の見解に對し多大の改訂を強ゆるのみならず、偶然的發見の遺物による推定が如何に大なる危險を伴ふものなるかを明示するもので、容易に斷定的言説の許さるべからざることを表示する一例として學者の戒慎すべきことであらう。

されば高橋氏等が古墳發掘の古鏡鑑に依頼してその古墳の年代を確定せんとせらるゝ企圖は、未だ成功の域を離るゝこと遠しといはなければならないのである。この事實は梅原氏も亦承認せらるゝ所で「思想」第十三號所載「上代近畿の文化發達に就いて」の中で「さて我が上代の墳墓の問題に入ると、現在の學界の狀況では遺憾ながら殆んど據るべきの科學的調查を缺いて、其の沿革の大系は固より墳墓の諸形式すら明にされてゐない」と論じ居られるのである。(思想第十三號一二三頁)果して然りとせば、高橋氏が耶馬臺即大和說の論據として擧げられた理由は、悉くその根據を失ふものとはいはなければならないのであり、隨て富岡梅原兩氏の論據も亦同一理由によりて破棄さるべきものと考

へる。

然るに梅原氏は予がこの異論を非なりとし、氏が『富岡先生の遺緒を嗣ぎて調査をすゝめ近頃漸く到着せる歸結は、鏡の分布よりも更に進みてその年代と、これを藏せる古墳の構造上の畿内九州に於ける相違、更に廣く日本の上代文化發達の上より觀て、やはり大和即ち耶馬臺國なりと認あざるを得ざるものにて（中略）高橋氏の説破れなば富岡梅原兩氏の説また同様に破るべしとあれど、それは少々意外にてこれに關する鄙見は雑誌「思想」第十三號所載の「上代近畿の文化發達に就て」なる一文に大要を載せ置き』たり（同氏書面）といはれるのであるけれども、その鏡鑑の年代研究が未だ甚だ不確實なるもの多く、氏の論ぜられる所と雖も必ずしも悉く信賴するに足らざることは、前に論ぜし所によりて明白であり、既に鏡鑑の年代考定にして不確實であるとすれば、古墳年代の考定もまた頗る困難なる事情にあり、この根本の點に於て同氏も亦高橋氏と同一立場にあるものといはなければならぬるので、是れ予が前號に於て「高橋氏の所説が非であれば富岡梅原兩氏の所説も亦同様に破ることとなる」といつた所以である。

かつ梅原氏は「思想」第十三號にも「卑彌呼九州女曾説の論者は、單に支那古鏡鑑からする當代文化中心の畿内説に對しては、鏡の移動し易い事から、一度九州に入つたものが更に東に移ることは當然考へらるゝことであるとの理由を以て否定し得るかも知れないが、此の上代畿内に於ける文化發展の大勢と、墓制上から見た當代九州に於ける特異の文化相の廢滅の事實に對して、魏志に見ゆるが如き特殊の勢力圈を九州北部に置くことの穩當でないことを認めざるを得ないであらう」（同誌一二七頁）。

と論じ「日本の上代畿内に於ける文化發展の大勢」と「古墳の構造上即ち墓制上から觀た畿内九州に於ける相違」といふ二箇の條件をば、我が國古墳出土鏡鑑の研究とは特異なる別種の論據として列挙し居らるゝのであるが、然し梅原氏が「古墳の構造上の畿内九州に於ける相違」即ち「墓制上から觀た當代九州に於ける特異の文化相の廢滅の事實」といはれるのは如何なる根據によられたのであるかを觀るに、氏はまづ九州北部に於ては

其民衆が墳墓として臺地に大甕を合せて埋める一種の甕棺を用ひ、時に鏡劍鉢玉等を副葬し、他方又箱式組合せ棺の萌芽も現はれるの有様であつた。

となし、この特殊の文化所産は

王莽前後が最盛期に當つて多數の支那古鏡鑑や、其の他年代を推し得る遺品の伴出を見たが、時代の下ると共に漸次影を潜めた様に見ゆる」に對し（中略）銅鐸に必然的關係のある畿内の宏大なる墳墓は著しく其の分布區域を廣めて後者（九州北部）の地域に及び、甕棺に代ふるに墳壟を以てして、内部の構造には組合せ箱式棺の系統の遺存するなど、多少地方的の特徴があるが、大體に於いて畿内のそれと相似た墓制に化してゐる。從來の調査では上述甕棺の系統は三國代以後と思はれるものでは、僅に筑後國三瀬郡荒木村大字白口や讃岐國香川郡圓座村山崎の古墳に僅に其の迹をとゞめてゐるに過ぎない。（思想第十三號一二二—一三頁）

と論じて居られるのである。もとより予も亦九州北部の地が早く漢代に於て支那文化の影響を受け、多少特殊の文化的發展をなせしこと、及びその地域は遂に畿内大和を中心として發達した政治的勢力

に壓倒併せられたものであることを認むるものであるから、この銅鐸に必然的關係ある畿内の地に起れる宏大なる墳墓が、著しく其の分布區域を擴めて九州地方に及び、甕棺に代ふるに墳壙を以てするに至つた事實、即ち畿内に於ける文化所産が九州所産を壓制驅逐せし事實は、寧ろ必然的現象として之れを信ずるのである。けれども九州北部に於けるその特殊の文化所産は王莽前後が最盛期に當つてゐるといふ事實、及び畿内の文化所産が九州の地方に及びその文化所産を壓倒驅逐したのは支那の三國時代以前であるといふ事實は、何に基いて斷定せられたのであるか。

成程前漢代の支那鏡の發見は事實であらう。また銅劍銅鋒が前漢以來の遺品であることも事實であらう。が然しそれ等の遺物は山海經漢書地理志の記録と相俟ちて、前漢時代に於ても既に九州北部と支那との交通が行はれたらしいといふ事實を教ふるだけのもので、是等の遺品が甕棺式墳墓から出土するといふことが、直にその形式の墳墓などによりて代表せらるゝ九州の文化所産が、王莽時代前後に於て最盛期となしてゐたといふ事實を示すものではないのであるから、その年代推定の資料として依頼されたものは、筑前松原の遺跡で王莽の貨泉が石鏹滓の類と伴出したといふ事實と古鏡鑑の年代考究との二つであらうと察せられるのであるが、而も筑前松原より王莽の貨泉が出土したといふことはその遺跡の年代が王莽以前に溯るものでないといふ事實を示すだけで、必ずしも適確に王莽時代に相當する遺跡であることを表示するものではないのである。蓋し王莽時代に支那に於て流通した貨幣が未だ全然貨幣の用を知らなかつた極東の地に傳來し、鏡や玉などと共に一種の珍品として愛玩せらるゝまでには、その間相當の歲月を豫想しなければならないからである。だから結局九州の文化所産

が王莽時代の前後に於てその最盛期に當つてゐたといふ推定は、主に所謂多數の支那古鏡鑑の年代考究に基いたものと認められるのである。

同様に畿内の文化所産が九州の地方に及びその文化所産を壓倒驅逐したのは、支那の三國時代以前であるといふ所説をして確實ならしめんが爲めには、まづその所謂畿内の文化所産の代表的遺物と稱せらるゝかの前方後圓墳の起源年代を確定しなければならないのであるが、梅原氏は自らこの「問題に入ると現在の學界の狀況では遺憾ながら殆んど據るべき科學的調査を缺いて、其の沿革の大系は固より墳墓の諸形式すら明にされてゐない」といひまた「畿内を中心として發達した上代の墳墓の示す特徴が、前方後圓墳なる宏大なる墓制であることは今更事新しく云ふまでもないが、其形式の起源に就いては未だ定説がない」(思想第十三號一二四頁)と稱しながら、而もその

外形の完備の西暦二三世紀にあることは副葬品特に鏡の研究から肯定出来る様である。(同上)

となし、また

此の形式の墳墓の構造としては從來の學界では、遺物が封土中から發見されるものと石室石棺のある類とが知られてゐるのみで、形式の新古は勿論沿革の體系などの究明は前途遼遠であるが(中略)其副葬品として著しく増加した支那鏡の年代等から考へると、前方後圓墳の最盛期と一般に承認されてゐる六朝中期に於ける構造は普通堅穴式石室を主體として、其完美なるものには中に所謂長持形石棺を瘞めた式であり、遡つて魏晉時代にはこれに反して未だ石室の形の整美でない類や、粘土櫛を主體としたものがあつたと解すべきこと、嚮に「久津川古墳研究」や「佐味田及

「新山古墳研究」で指摘した如くである。(同上二二四一五頁)

と論じて居られるのであり、所謂前方後圓墳の外形完備の年代も、またその型式の墳墓の構造發達の年代も、共に主として鏡の研究に基いて居られるのであり、久津川古墳や佐味田及新山古墳の年代も亦主としてその出土鏡鑑に基いて推定せられた所である。

而して梅原氏の所謂「日本の上代畿内に於ける文化發展の大勢」に就いての考案も、亦同じく是等古鏡鑑の研究に基ける所謂畿内の文化所産の起源發達の年代推定を「認容」せる結果、始めて成立しうべき假説に過ぎないのである。

されば曩に掲げたやうに梅原氏は一方に於て「卑彌呼九州女酋長説の論者は、單に支那古鏡鑑からする當代文化中心の畿内説に對しては」鏡の移動し易い事から之れを否定し得るかも知れないことを認めながら、なほ他方に於てその他に「上代畿内に於ける文化發展の大勢」と「墓制上から見た當代九州に於ける特異の文化相の廢滅の事實」といふ鏡鑑の研究とは別種なる二箇の論據あるが如く誇示されるのであるけれども、その實は何れも皆吉鏡鑑の年代考定の上に築かれた推論に過ぎないのである。隨てその所論の確實性が、その鏡鑑研究の確實性に正比例せる點に於て、同氏の所論が高橋氏の所説と同様の立場にあることも亦否むべからざる所であらう。

然るにその鏡鑑の年代考定がなほ未だ甚だ不確實なるもので、諸學者の論する所必ずしも信ずるに足らざることは曩に詳論せし通りであり、例へば梅原氏は九州北部の文化所産は王莽前後が最盛期に當り、多數支那古鏡鑑を出してゐるといはれるのであるけれども、高橋氏は畿内及びその以東に於て

は多くの王莽鏡を有するも、九州の地には實に王莽時代と認むべき支那鏡は全然出土せずと斷じて居られるのであり、富岡氏は九州に於ける王莽鏡の出土は認められたのであるけれども、特にその多數の出土を認められた譯ではあるまいと推せられる。かつ何れの説が正しいとしても、所謂王莽鏡と稱するはたゞその型式が新莽式であることを意味するだけで、その製作の年代やその輸入の年代に至つては之れを推定すること更に一層困難なる事情にあることを思はゞ、現在の研究狀態に於てはなほ未だ容易に王莽時代前後を以て九州文化所産の最盛期となす所説の確實性を認むる譯には行かないものである。

況んや畿内文化所産の代表的遺物たる所謂前方後圓墳の起源、及びその發展普及の年代を確定せんとすることは、梅原氏自ら「殆んど據るべきの科學的調査を缺いて、其沿革の大系は固より墳墓の諸形式すら明にされてゐない」と記された通りで、なほ未だ殆ど不可能の状態にありといはなければならぬのである。然るに一方に於てこれほど賢明にして穩健である梅原氏が、他方に於ては殆ど何等確實なる論據なきに拘はらず「畿内の地に起れる宏大なる墳墓が著しく其の分布區域を廣めて九州地方に及び、甕棺に代ふるに墳壇を以てするに至つた事實、即ち畿内の文化所産が九州の文化所産を壓倒せる事實を以て支那の三國以前である」と認定し、隨て畿内の政治的勢力が九州の地を抱有せるも亦三國以前であるとなし、以て魏志所載の卑彌呼の國耶馬臺は即ち大和であるとの結論に急がれたことの、餘りに躁急大膽なるに驚かざるを得ないのである。

全體所謂前方後圓墳なるものが畿内大和特有の所産で、銅鐸銅鎌と共に所謂畿内文化を代表するも

のであるとしても、此くの如く進歩した特種の造営物が、その社會に於ける他の文化の進歩と掛離れて單獨に現出すべきものでもなく、また特に墳墓なるものは殆ど常にその時代の富力勢力と、その墓主の功績威力とに對する紀念の意味合を有するものであるから、もしそれが畿内大和の地に發源したものとすれば、大和朝廷の威力がもはや著しく發達した後であると認めなければならないのである。

この意味に於て予は梅原氏が「我が上代の近畿に發達した宏大なる墳壇は、云ふ迄もなく鐵器使用の段階に達しての所産で、それは副葬品が最も明瞭に立證してゐる」と論ぜられた所説に賛同するもので、高橋氏が僅にイトクノモソ古墳の甚だ不確實なる一例によりて、直にその起源を石器使用の時代にまで溯らしめんとせらるゝ所論に對しては、遂に贊意を表することが出來ないのである。而もその起源は果して何れの時代に比定すべきであらうか。蒲生君平の山陵志には

自開化其後、蓋寢有制、及垂仁始備、下至于敏達、凡二十有三、陵制略同焉、

とあり、開化天皇に始まり垂仁天皇に至りて始めて完備せしものと認めてゐるやうであるが、梅原氏は「其營造の實年代の上限はこれ亦勿論詳でないが、外形の完備の西暦二三世紀にあることは副葬品特に鏡の研究より肯定出来る様である」と論じて居られるのであり、その論據がやはり鏡の研究であり、その比定の年代が西暦二三世紀即ち後漢末から晉初に亘る間で稍漠然たるものではあるが、崇神天皇の崩御年代を西暦二五八年とすれば略々開化崇神垂仁などの朝に相當するのであり、西暦三一八年とすれば崇神天皇以前となる譯である。予はもとより今直にその可否を決すべき何等の資料をも有しないのであるが、我が國家發展の大勢より見てその起源が崇神垂仁以前であるとは到底考へられない

い所であり、如何に早くとも崇神垂仁の朝を出でまいと推せられる。而ももし魏志所載の卑彌呼の墳墓にして前方後圓墳であるならば、崇神天皇以前既にその型式の墳墓の存在を認めなければならぬのであり、かつその起源地が畿内地方であるとすれば、耶馬臺即大和論をも亦或は是認しなければならないかとも考へられるのである。

然るに魏志倭人傳の記する所を見るに

卑彌呼以死、大作家、徑百餘步。

とあるのであるが、この徑百餘步の文句を如何に解すべきであらうか。予はその圓形の家篆を意味せしものであることを認めざるを得ないのである。蓋し支那に於て徑なる文字は常に圓形の大さを示す場合に於てのみ使用せらるゝ所であり、斷じて前方後圓と云ふが如き特殊の型式を表示する場合に於て使用さるべきではあるまいと信ずるからである。

今試みに支那に於て墓陵の大小を表示する記載法を見るに、漢舊儀には
營陵用地七頃、方中用地一頃、深十三丈、壇高三丈、墳高十二丈、武帝墳高二十丈、明中一丈七尺、四周二丈、

とあり、關中記には

漢諸陵皆高十二丈、方一百二十步、惟茂陵十四丈、方二百四十步、

とあり三輔黃圖には

長陵城周七里一百八十步、茂陵方百步、

とあり、長安志には

宣帝杜陵方一百二十步、

とあり、咸寧縣志所引縣冊には周圍三百一十二丈とあり、また史記の皇甫謐註には高祖の長陵に注して

長陵山東西廣一百二十步、高十三丈

とあり、景帝の陽陵を注して

陽陵山方一百二十步、高十四丈、去長安四十五里、
とあり、また青州府志には齊桓公の墓につき

水經註引從征記云、女水西有桓公蒙、甚高大、墓方七十餘丈、高四丈、圓墳圍二十餘丈、高七丈
餘、

とあり、顧炎武の齊四王冢記には

酈道元水經註曰、水南山下有四冢、方基圓墳、咸高七尺、東西直列、是田氏四王冢也、
とあり、また臨潼縣志所引の山陵雜記には秦始皇陵につき

始皇陵周迴七百步、下周三泉、

とあり、西京道里記には

墳高一千二百四十尺、內院周五里、外院周十一里、

とあり、都穆驪山記にも

始皇陵内城周五里、舊有四門、外城周十二里、
とあり、史記皇覽注には

墳高五十餘丈、周廻五里餘、

とあり、漢書劉向傳にも

高五十餘丈、周廻五里餘、

とあり、博物志にも

高數十丈、周廻六七里、

とあり、なほ後漢書禮儀志大喪の條を見ると、その注に古今注を引きて歴代帝陵の廣袤を載せてゐる
即ち

光武帝原陵、山方三百二十三步、高六丈六尺

明帝顯節陵、山方三百步、高八丈

和帝慎陵、山方三百八十步、高十丈

殤帝康陵、山周二百八步、高五丈五尺

安帝恭陵、山周二百六十步、高十五丈

などとあり、何れもその冢墳の廣袤を表示するに方何步となし、周何里或は周廻何里と記し、または
東西廣何步、周廻何步、圍何丈、周圍何丈など記しあり、方墳の場合には方或は周圍または周廻など
の文字を以て記し、圓墳の場合には周或は周圍などの文字を以て示されてゐるやうで、長陵のやうに

東西の幅と南北の長さとの相違著しきものは特に東西廣何歩など記されて居り、未だ徑何歩と記せしものあるを知らないけれども、だからといつて前方後圓といふが如き支那に類例なし特殊の墳丘を表はすに、徑何歩といふが如き記事を作るべきであらうか、疑なきを得ないのである。もし果して卑彌呼の冢墳にして圓墳であつたとすれば、卑彌呼を以て畿内大和に於ける主權者として見んが爲めにはなほ未だ前方後圓墳の發生以前として見なければならぬのであり、もし卑彌呼を以て九州北部に於ける女酋とせば、前方後圓墳の發生地たる大和朝廷の勢力がなほ未だ九州の地に及ばざる以前の時代として認めなければならぬのである。果して何れを以て正當と認むべきであらうか。

而も前方後圓墳の完成期を以て崇神垂仁の頃にありとなす一般の通説を許すとすれば、前説成立の爲めには卑彌呼の時代を以て崇神垂仁以前にありとしなければならないのであり、卑彌呼の死は魏の正始八年即西暦二四七年であるから、崇神天皇の崩御年代を以て吉田博士等の西暦一九八年となす所説とは勿論、那珂博士等の西暦二五八年となす所説とも亦兩立困難なるべく、予が史學第一卷第一號に於て論ぜし如く西暦三一八年となすことによりて始めてその矛盾を避くることが出來得るのである。蓋し崇神天皇以後に於てはまさかに我が主權者の順位にまで誤謬を傳ふるが如きことは、勿論起り得べきことゝも思はれないからである。

けれどももし卑彌呼を以て我が國の有史以前に於て畿内大和の地に住し、東は遠く毛野（狗奴三宅博士による）國と境を接し、西は遙に九州より壹岐對馬を掩有して、一大統一を形成せし一主權者として認むるとすれば、他方に於て支那史籍によりて窺知せらるべき當時の東亞の大勢との矛盾を全然

無視しなければならないこととなるのである。蓋し魏志東夷傳の傳ふる所によれば、當時韓半島の地に於ては未だ何等大統一的國家の成立せし形迹なく、たゞ馬韓といひ辰韓といひ辨辰といふが如き多數の小部落的聚團の併立を見しに過ぎないのである。即ち半島南部の地に於て此の如き狀態であつたと同一時代に、更にその南方なる我が列島に於ては、既に畿内大和を中心として東西に亘れる一大統一が成立しむたことを認め得べきであらうか、疑ひなきを得ないのである。而してこの不自然は卑彌呼を以て九州北部に於ける女酋となし、大和朝廷の勢力がなほ未だ九州の地に及ばざりし時代として認むることにより全く一掃され得べきであらう。

或は「徑百餘步」とある語句を以て、魏の使臣が自ら目撃して記せしものでなく、たゞ傳聞によりて記せしもので、必ずしも事實上卑彌呼の冢が圓塚なりしことを確證するものでないといふ異論も生じ得ることであらうが、たとひその異論を許すとしても、だからといつて卑彌呼の冢墳が前方後圓墳であつたといふ何等の確證も存在しないのであり、當時の東亞の大勢より觀たる合理的の解釋は、やはり卑彌呼を以て九州北部の女酋として見るにあらざれば、到底到達せられ得べきでないことを信ずるのである。

況んや魏志倭人傳の本文によれば、既に予が前論文に於て指摘せし如く、耶馬臺國と帶方郡との交・通路に當れる諸國名も對馬、一支、末盧、伊都、奴、不彌、投馬、耶馬臺に對して對馬、壹岐、松浦、怡土、那、宇美、妻、山門といふが如く、相互の交通連絡上適當の距離と位置とに於て古名を保有するあり、帶方郡より女王國に至る總里數は一萬二千餘里とあり、郡より末盧に至る距離一萬餘里、末

盧より不彌に至る距離七百餘里なるに對し、不彌を宇美とし、耶馬臺を筑後山門とし、その間當に三百餘里に相應するものあり、或は三宅博士の如き三百餘里を以て郡より不彌に至るまでの餘數によりて説明せんとせらるゝも、餘數としては餘りに大に失する感あるのみならず、その總里數も博士のいはるゝ如く萬二千里とあるにあらずして本文には萬二千餘里とあれば、各部分の餘數は即ちその總里の餘數にて現はざれゐるものと認むべきであらう。また或は山田孝雄氏の如き

參問倭地、絕在海中州島之上、或絕或連、周旋可五千餘里、

とある周旋可五千餘里なる文句をば

武帝内傳の周旋逶迤の用法と同じく、紆餘屈曲五千餘里に連亘すといふべきに似たり。

となし、而も

郡より狗邪韓國に至るまでの七千餘里と、この倭地の周旋五千餘里と合せて、郡より女王國に至る萬二千餘里の里數と相一致せり。

といはるゝも、こは自ら「周旋可五千餘里」の意義を倭地の列島が紆餘屈曲五千餘里に連亘せるを意味すとせられし所說、云ひ換ふれば倭地列島の全長距離五千餘里なりとなす自説を忘れ「自郡至女王國萬二千餘里」とある本文を無視せるものといはなければならないのである。但氏は女王國の意義を二様に解し、以てその矛盾を避けんと力めらるゝも「自郡至女王國萬二千餘里」の女王國が女王の首都所在地を意味するものなることは、距離里數を表示する場合のその他の諸例によりても明白なる所である。なほ卑奴母離即夷守なる官名に就いての議論もあつたやうであるが、これも他の地方と同じ

く九州地方にも古くより行はれた官名と見て何の不都合も感ぜないのであり、また筑後地方に七萬餘戸に入るの地なしといふ異論の如きは、餘りに記録に囚はれかつ物の盛衰變動を忘れた議論であり、殊に眞理の探究に奉仕すべき學者の議論に國威云々を振り廻すが如きは沙汰の限りであらう。要するに何れの點より見るも、魏志の耶馬臺を以て筑後山門に比定して何等の矛盾をも生ぜないのであるがたゞ一つ魏志の本文中一大矛盾の記事として目すべきは

南至投馬國、水行二十日。（中略）南至耶馬臺國、女王之所都、水行十日、陸行一月、

とあるもので、之はあるが爲め常にこの本文に對する異論を誘發すると稱するも過言でないのである。

而も我が國に於て何れの地點を求めても、海濱より陸行一月を要する所は全然存在しないのであり、また一方に於て郡より女王國に至る總里數を一萬二千餘里と明記し、郡より不彌國迄の距離を一萬七百餘里と稱しながら、他方に於て不彌國より女王國即ち耶馬臺國に至るに水行三十日陸行一月を要すとなすは全く全體の記事の調和を破壊するもので、到底あり得べからざることゝ云はなければならぬのであり、本著者が此の如き矛盾の兩記事をば何故に併記して怪しまざりしか、到底解すべからざる所である。されば予は寧ろ此の如き記載は、之れを何等かの誤謬として全然排棄するを以て最も賢明なる處置と信ずるのである。若し夫れこの誤謬の記事を生かさんが爲め、一方に於て幼稚なる考古學の助けに勵まされ、耶馬臺を以て畿内大和と比定し、その威力の九州より壹岐對馬に及べることを主張しながら、他方に於て魏志の記事を以て山陰沿海の航路に比定せんとするが如きは、自家撞著もまた甚しどいふべきであらう。三宅博士が之れを以て山陽航路に比定せらるゝは、その主張に於て前

者に優れるものあるを認むるも、未だ耶馬臺即大和說の論據を認めざる予は、遂に博士の高說にも服するこ出來ないのである。

なほ最後に一言したきは、近時この問題の論議者がこの問題と恐らく密接なる關係を有すべしと思はるゝ九州北部に於ける山城式列石、俗に所謂神籠石につき一言をも費やさざることは是である。予はかの列石を以て同じく耶馬臺即筑後山門說の有力なる一論據と信ずるのであり、或はかの山門郡の平原は當時に於ては殆ど悉く海底に沈み居たりしなるべしとなす所說あるも少くとも女山の山城式列石築造の時代に於ては、その地形上より見るも經濟上より見るも、予はその然らざるを信せんと欲するのである。實にその前面に山門平原の地を豫想するにあらざれば、女山列石の築造は遂に考ふべからざる所ではあるまいか。(完)

(附言) 最近森本六爾氏は考古學雜誌第十四卷第一號所載「大和高市郡畠傍イトクノモリ古墳調査報告」に於て、該古墳に關する詳細なる實地調査の報告を發表し、高橋氏の所說を擁護せられたのであるが、予は氏の調査報告により始めてその地の實狀を知るを得て、多大の興味を感じると共に、有益なる同氏の示教を感謝するものである。けれども近畿地方に於て、なほ他に此の如き型式の甕棺葬法の事實が確證せらるゝにあらざれば、たゞこのなほ調査不十分にして曖昧なるイクトクノモリの一古墳に關連せる一事實により、直にこの異様の大甕を以て「一種の甕棺」と斷じかつその封土中所々に彌生式土器の小殘片を有し、明にかの封土が彌生式土器遺跡の土壤を用ひて築造せられしものなることを認めながら、而もその大甕の口部と思はるゝ所より出土せる同

じく彌生の小土器及び一個の石器、三個の礫石を以て副葬品なりと断じ進んでこの古墳を以前方後圓墳の發生を示すべき論據となさんとせらるゝに至つては、予はなほ依然としてその「大膽」と「早計」とに驚かざるを得ないのである。

橋本増吉